

会 議 録

会議名称	第5回 杉並区動物との共生具体化検討委員会
日 時	平成18年9月5日(火) 午後1時30分～午後3時20分
場 所	杉並区役所 中棟4階 第1委員会室
出席者	委 員 矢花公平委員、山崎いく子委員、米川秀彦委員、浅田隆委員、 関谷隆委員、加藤真委員、皆川武人委員、馬場誠一委員 事務局 生活衛生課管理係長、生活衛生課環境衛生担当係長、 生活衛生課管理係主査、生活衛生課管理係員、 防災課防災計画担当係長
傍聴者	8名
当日配付資料	① 飼い主のいない猫への対策 ② (仮称) 動物適正飼養普及員等の委嘱 ③ 災害対策 ④ 猫の登録制 ⑤ 各議題に関する要望・意見(塩坪委員) ⑥ 「桃井原っぱ広場ドッグラン施行実施説明会」のお知らせ
議 事 等 (要 旨)	
<p>〔議 題〕</p> <p>(1) 飼い主のいない猫への対策 (2) (仮称) 動物適正飼養普及員等の委嘱 (3) 災害対策 (4) 猫の登録制 (5) その他 (6) 次回日程について</p> <p>・ 塩坪委員から体調不良のため欠席する旨の連絡があった。塩坪委員からは本日の議題に関して文書で意見がでているので、各議題で意見を紹介しながら議事を進める。また、議題(4)「猫の登録制」については、9月下旬に予定している厚木市への視察後にも討議する予定。</p>	

(1) 「飼い主のいない猫への対策」についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

- ・ 飼い主のいない猫への対策について、目的・施策の概要・効果・課題等を事務局から説明
- ・ 「杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策」という提言書が平成15年9月に動物対策連絡会から出されていて、その中に「杉並区飼い主のいない猫との共生ガイドライン」が示されている。しかし、区民に周知が徹底されていなかった。今回、見直しを行い、杉並区のルールとしてわかりやすい形で区民にお知らせすることはよいことだ。
- ・ 杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業に申請をされた方には、不妊・去勢手術費の助成等の認定条件がガイドラインに合うこととなっているので説明を行っている。
- ・ ガイドラインの見直しの理由は、えさやりの仕方やふん尿などの周辺環境への対策が具体的でない、ガイドラインが地域の人に周知されていないことだと思う。ガイドラインの見直しについては、どのように進めていくのか。
- ・ 東京都獣医師会杉並支部・動物愛護推進員・行政で構成されている動物対策連絡会が、提言書「杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策」を出し、具体的な施策を検討しているので、ガイドラインの見直しについては、動物対策連絡会で検討したいと思う。
- ・ 当検討委員会としては、ガイドラインの見直しの検討を動物対策連絡会に要請する。
- ・ 杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の参加者にアンケートを実施し、苦労した点や問題点などを聴いている。また、参加者同士の連携や相互に助け合えるような支援をしていきたい。
- ・ 飼い主のいない猫を減らす事業の発展は喜ぶべきことだが、世田谷区を始め助成金額の単価は少なくとも（飼い猫に対して雄3,000円、雌6,000円）雄・雌合計1350頭（H17年度以下同じ）、

練馬区 1510 頭、大田区 1677 頭などの実績を挙げている地域がある。行政に寄せられる苦情に対処するためにはもっと一頭あたりの助成額を下げて、手術できる数を増やし、遺棄や処分される猫の数を減らすことが先決ではないか。また、地域猫の活動ネットワークを一日も早く杉並において作り上げていくために平成 16、17、18 年度に助成を受けた方々と苦情の多い地域の住民の方々及び行政の三者による話し合いを早急に始めていただきたいと思う。

- ・ 他自治体で行っている猫の不妊・去勢処置助成金の助成事業と、杉並区の飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業は、内容・質ともに違うものである。単なる助成だけではないことをやろうというのが、動物対策連絡会での検討の出発点だった。

(2) 「(仮称) 動物適正飼養普及員等の委嘱」 についての委員からの主な意見等

《配付資料の説明》

- ・ (仮称) 動物適正飼養普及員等の委嘱について、目的・施策の概要・効果・課題等を事務局から説明
- ・ 防犯パトロール隊が主力になると思われるが、「犯罪の摘発」的な姿勢にならぬよう穏健で適正な指導のできる人材を当てて欲しい。個人的な感情に偏らぬよう、動物愛護に関して正しい知識を学んでもらうことが必要だ。
- ・ 自主防犯団体などの人が指導・注意を行うということは、ケースによりトラブルの内容や種類は違うので、動物愛護についてだけ知識があってもできない事で、関係法令に詳しく、駆使できる人でないと難しいと思う。たとえば、犬の引き綱をつけない散歩とふんの放置だけに限定して 2～3 年くらい実施することで開始するようなやり方が現実的だ。そして、その間に、人材を育成することが必要だ。
- ・ 防犯パトロール隊の活動は、犯罪の摘発ではなく、犯罪の抑止である。ごみを拾ったり、声かけをしたり、環境美化を呼びかけたり、街を明るくするために活動している。やわらかい、ふ

れあい指導をしている。そういった活動の際に、マナー違反者に対しチラシを渡せばよいと思う。

- 以前にも話が出たことだが、小さなチラシに「犬を正しく飼いましょう」という内容で、2～3点わかりやすく書かれている小さなチラシを渡す。そういうやり方だと、比較的トラブルは少ないのではという意見があった。また、防犯パトロール隊の方には、説明できる知識を習得してもらうために、研修を受けていただく。
- マナーの普及活動として、のぼりを作成し、防犯パトロール隊の方々に協力をお願いしてのぼりを持って街を歩いてもらう方法もあるのではないかと。また、区立公園にのぼりを立てるという方法もある。
- 名称に関していえば、「動物適正飼養普及員」よりも、たとえば「ペットマナー向上員」などのように、ソフトな感じがよいのではないかと。
- 犬の引き綱をつけない散歩は東京都条例で禁止されている。しかし、飼い主によっては自分の犬は絶対に人をかまないで、引き綱をつけなくても大丈夫という強い信念を持っている人もいます。できるだけ多くの人に、多くの機会に目にふれるような普及啓発をすることが大切だと思う。

(3) 「災害対策」についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

- 災害対策について、目的・施策の概要・効果等を事務局から説明
- 東京都獣医師会杉並支部と行政とで検討会を開き、災害時の動物救護対策について検討してきたが、なかなか検討が進まない。災害時の動物救護対策について進め方を検討してほしい。

- ・ 阪神・淡路大震災から動物救護の考え方が大きく変わった。飼い主が用意したえさで数日間過ごせば、ペットフード工業会などからえさなどの援助物資が届く。区民は、災害が発生したときに、たとえばどこに行けばえさがもらえるのかといった、わかりやすいマニュアルがほしいと思う。

(4) 「猫の登録制」についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

- ・ 猫の登録制について、目的・施策の概要・効果・課題等を事務局から説明
- ・ 猫の登録制の問題は、入念な討議が必要と考える。それよりも野良猫の数を減らすと言う最も基本的な問題に対して、もっとも効果的な対策を優先して進めることが肝要だ。そして、あらゆる問題の起きた現場を調査し、捨て猫への対応を徹底して、苦情の数を減らしていくべきではないか。そのような基本的な対策が進んでいない杉並区の現状では、登録制を進める意義は無いと考える。
- ・ 任意の猫の登録制を実施するときは、首輪につけられる登録番号を付与した個体識別票を交付するやり方がよいと思う。個体識別票がなくなってしまった場合は、登録番号などを手書きで記載した個体識別票を再交付するのがよいのではないかと。
- ・ 任意の猫の登録制を実施している厚木市への視察（9月下旬に予定）の後、視察の報告していただく。

(5) 「その他」についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

「桃井原っぱ広場ドッグラン施行実施説明会」のお知らせについて

- 公衆衛生に関する対応などについて、いろいろな人に相談をし、意見を聴いてほしい。
- 飼い主同士のたまり場になったり、飼い主間のなわばり争いにならないように、ベンチなどの備品の配置について考えてほしい。

(6) 次回日程について

- 10月17日（火）午後1時30分から午後3時30分で開催予定